

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨と位置づけ

1-1 計画策定の趣旨

1. うるま市人口ビジョン改訂版

国は、人口減少や急速な少子高齢化に対応するためには、地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中の是正が必要であり、またそれぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題とし、これに国と地方が一体的に取り組むための「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年）を制定しました。

また、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（令和元年度改訂版）（以下、「国の長期ビジョン」という。）を作成し、閣議決定（令和元年12月）しました。

このような背景のもと、うるま市では、平成28年3月に人口ビジョンを策定し、「国の長期ビジョン」を踏まえ、本市の人口の現状分析を行い、人口に関する課題を市民と共有し、本市が目指すべき将来方向と人口の将来展望を示しました。

「うるま市人口ビジョン改訂版」（以下、「市人口ビジョン改訂版」という。）は、平成28年策定のうるま市人口ビジョンを踏まえつつ、現状及び近年の人口動態等を考慮し、一部見直した計画とします。

本市は、沖縄本島側の市街地を中心とする地域と、本島側と架橋で結ばれた、平安座島、浜比嘉島、宮城島、伊計島、また、有人離島である津堅島を含めた島しょ地域で構成された地勢となっています。

島しょ地域については、本島側の市街地とは対症的に急速に人口が減少するとともに高齢化が進むなど、人口減少・少子高齢化が顕著であり、人口減少の要因については、出生数の低下に加え、道路、通信などの生活基盤インフラ整備の遅れ、生活排水処理の課題、利便性を求める若年世代の都会志向、就業機会の不足など様々な要因が重なっているものと考えられます。

「市人口ビジョン改訂版」では、島しょ地域の傾向を各種統計データから読み取るとともに今後の市の島しょ地域における施策に反映させることを目的として、島しょ地域を対象とした分析を実施しました。

2. 第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国は、まち・ひと・しごと創生法の目的・趣旨に基づき、今後5カ年の目標や施策の基本方向、具体的な施策を提示する第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）を策定し、閣議決定（令和元年12月）しました。

また、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項では、「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と定められており、「第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第2次市総合戦略」という。）の策定に取り組むこととしました。

なお、「市人口ビジョン改訂版」の現状分析・推計では、本市の総人口は、しばらくは増加傾向にありますが、その間も子どもの数は減少しつつ高齢者は増え続け、さらに令和17（2035）年頃には総人口そのものが減少に転じ、少子高齢化が急速に進行するものと推計されています。

そのため、「第2次市総合戦略」では、少子化への歯止めなどを図りつつ、将来にわたって活力あるまちを維持し、発展させるための基本的方向及び具体的な事業を示すものとします。

なお、「第2次市総合戦略」の策定に当たっては、国及び県の人口ビジョン及び総合戦略を参考にするとともに、市総合計画や各種個別計画などとの整合性を図りつつ、「市人口ビジョン改訂版」と連携した取り組みを図ることを基本としました。

また、「市人口ビジョン改訂版」の中では島しょ地域の分析も行っており、島しょ地域においてはより早期かつ重点的に取り組むことが求められていることから、「第2次市総合戦略」の一部施策では、島しょ地域に重点化した取り組みを図ることとしました。

3. 第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂（令和6年3月追記）

国は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した、新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、閣議決定（令和4年12月）しました。

それを受け本市では、令和5年度においてはデジタル田園都市国家構想交付金の活用を見据えた事業などの追加のみを行う改訂とし、デジタルの力の活用により「第2次市総合戦略」の取り組みの加速化・深化を図ることとしました。

4. 第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の延長（令和7年3月追記）

現在、国において、「地方創生2.0」として、新たな基本構想の策定が予定されており、当該基本構想の考え方を本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても反映させる必要があることから、検討を行う期間として現行の総合戦略を1年間延長することとしました。

1-2 対象期間

1. うるま市人口ビジョン改訂版

「市人口ビジョン改訂版」の対象期間は、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、令和2（2020）年から令和42（2060）年までとし、最新の統計情報等を考慮し、必要に応じて5年ごとに見直すものとします。

2. 第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2次市総合戦略」の計画期間は、国の総合戦略の期間と同じく、令和2（2020）年度から令和6年（2024）年度までの5カ年としておりましたが、計画期間を1年間延長し、令和7（2025）年度までとします。

1-3 国の長期ビジョンの概要

「国の長期ビジョン」の概要を整理すると次のとおりです。

1. 人口問題をめぐる現状と見通し

(1) 人口減少の現状と見通し

日本の総人口は2008年をピークに減少局面に入り、厚生労働省「平成30年（2018）人口動態統計」によると、2018年の出生数は調査開始以来最低の91万8千人を記録しました。人口減少は今後加速的に進むとみられ、社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（以下「将来推計人口（平成29年推計）」という。）の出生中位（死亡中位）推計によると、2040年代頃には毎年90万人の減少スピードに加速すると推計されています。

社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、全国市区町村のうち、1,588市区町村（94.4%）は2045年時点の総人口が2015年に比べて減少すると推計されており、特に人口5万以下の市町村は34%の人口減少、過疎地域の市町村では47%の人口減少と、地方における人口急減が顕著です。しかし、地方の人口減少により都市部へ流入する人口も減少するため、最終的に日本の人口減少は大都市を巻き込んで広がっていくこととなります。

社人研「将来推計人口（平成29年推計）」によると、老年人口は2042年まで増加を続け、その後は減少すると推計されており、高齢化率は上昇を続けると想定されています。現在28.1%の高齢化率は2060年には38%を超える水準にまで高まると推計されています。

(2) 東京圏への一極集中の現状と見通し

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県からなる東京圏には、日本の総人口の約29%の人口が住んでいます。大学進学や就職を契機に東京圏へ転入する若い世代が転入超過の大半を占めており、かつては、東京圏の大学に進学しても、就職時に地元へ帰る動きも見られましたが、近年そうしたUターンが減少する一方、地方大学の卒業生が東京圏へ移動する傾向も強まっています。

一般的に、人口が集積すると、各種のサービス産業の存立を可能とし、人材や情報の交流が図られ、便利で快適な生活環境を与えるため、経済的、社会的なメリットとなりますが、今日の東京圏は、通勤時間、家賃等の居住に係るコストにおいて、地方に比したデメリットを有しています。また、過度な東京圏への一極集中の進行により、首都直下地震などの巨大災害に伴う被害が増大するリスクも高まっています。

2. 人口減少問題に取り組む意義

(1) 人口減少に対する危機感の高まり

内閣府が2014年8月に実施した世論調査において、9割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と答えており、「政府は人口減少の歯止めに取り組んでいくべき」とする回答は7割を超えるなど、人口減少に対する意識や危機感が国民の間に浸透してきていることがうかがえます。

(2) 人口減少が地域経済社会に与える影響

人口減少と高齢化の進行は経済社会に悪影響を及ぼすこととなります（人口オーナス）。地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小す

るなど、様々な社会的・経済的な課題が生じています。この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることとなります。

（３）人口減少に早急に対応すべき必要性

人口減少に歯止めをかけるには数十年という長い期間を要するため、対策を早く講じる必要があります。出生率を早く向上させることは将来人口へ大きな影響を与えます。一定の仮定を置いた試算を行うと、出生率の向上が5年遅れるごとに将来の定常人口は概ね300万人ずつ減少することとなります。人口減少は、早急に対応すべき「待ったなし」の課題であることが分かります。

（４）国民の希望とその実現

結婚・出産・子育てに関して、「国民希望出生率」は1.8程度であり、出生率の実績値1.42とは大きく離れています。国民の希望を反映するために地域の実情に合わせて結婚・出産・子育てに関する取り組みを行う必要があります。また、地方への移住に関する国民の希望として、東京都在住の約4割が移住への希望があると回答しています。移住の検討の際に重視される地方の雇用や日常生活の利便性の向上へ取り組むことで、地方への新しいひとの流れをつくることが重要です。

3. 長期的な展望

《活力ある地域社会の維持のために》

今後目指すべきは、将来にわたって、過度な一極集中のない活力ある地域社会を維持することであり、そのためには、人口減少に歯止めをかけなければなりません。出生率が向上し、将来のどこかの時点で出生率が人口置換水準に回復することが、人口の規模及び構造が安定する上で必須の条件です。

（１）人口の長期的展望

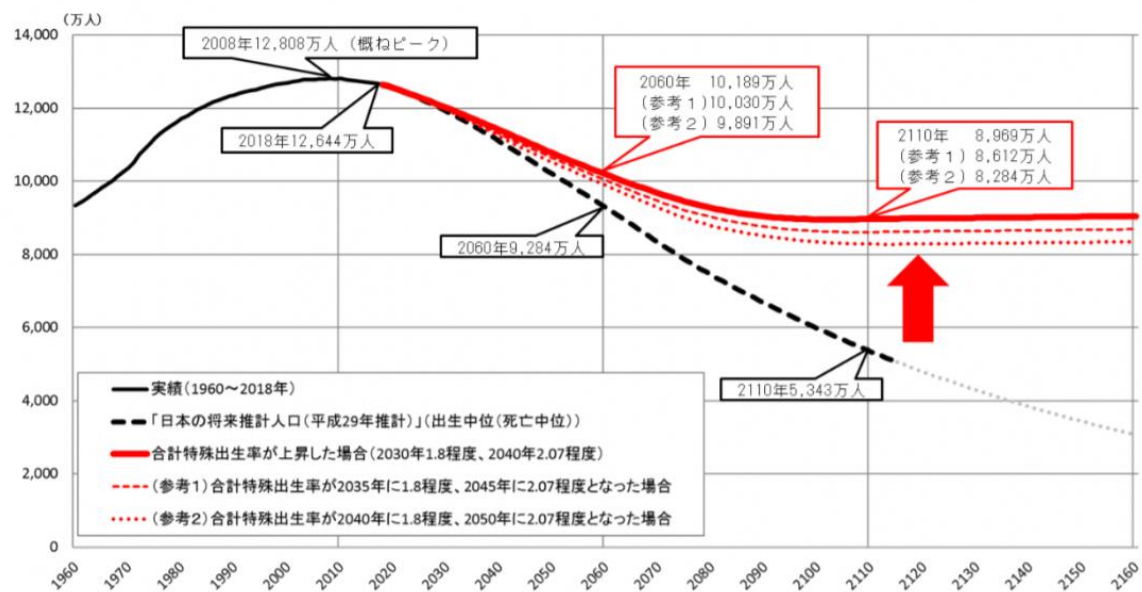
社人研推計によると、2060年の総人口は9,284万人にまで落ち込むと推計されています。しかし、仮に2040年に出生率が人口置換水準と同程度の値である2.07まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2100年前後には人口が定常状態になることが見込まれています。

（２）地域経済社会の展望

人口構造の若返りは若い世代が経済成長の原動力となるとともに、高齢者等を支える1人当たり負担の低下により、「人口ボーナス」を期待できます。さらに、高齢者の「健康寿命」が延伸し、高齢期も就労する人材が増えれば「健康長寿社会」が到来し、地域経済社会に好影響を与えることとなります。また、外国人住民の更なる増加が見込まれる中で、多様な価値観を受け入れ、全ての人が能力を発揮できる場の創出や特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むことも求められています。

こうした取り組みを通じて、住民一人一人がそれぞれ暮らす地域において、家族や友人、隣人等との交流の中で、豊かさと生活の充実感を享受できるようにしていくことが重要です。

◆我が国の人口の推移と長期的な見直し



資料： 内閣官房『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」」「総合戦略』

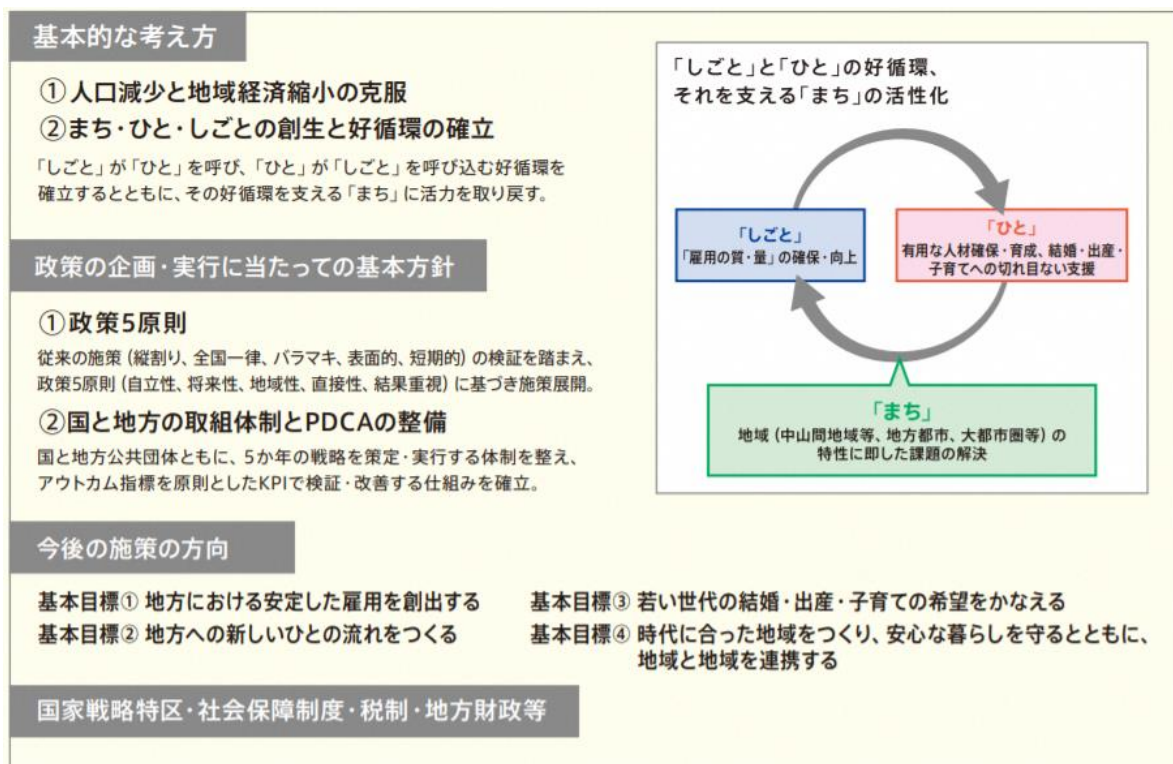
1-4 第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

1. 国・県の総合戦略との関係

まち・ひと・しごと創生法では、国の総合戦略を勘案して市町村の総合戦略を策定するよう規定されており、国の総合戦略は、2つの基本的な考え方と政策5原則に基づき、4つの基本目標が設定されています。また、県の総合戦略は、持続可能な沖縄の発展の実現を目指すため、3つの基本施策が設定されています。

そのため、「第2次市総合戦略」は、国・県の基本的考え方を勘案するとともに、第2期で強化された横断的な目標である「新しい時代の流れを力にする」、「多様な人材の活躍を推進する」の視点も取り入れて策定しました。特に、「新しい時代の流れを力にする」には、Society5.0¹の実現に向けた技術（未来技術）の活用による住民の生活の利便性と満足度の向上を目指すことや持続可能な開発目標（SDGs）²の理念に沿って「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが含まれています。

■国の創生総合戦略の基本的な考え方等



（『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」・総合戦略」パンフレット』 内閣官房発行 より抜粋）

¹ 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

² Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。また、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日第2回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）（令和元年12月20日改定）において、政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされており、実施のための主要原則の1つに「包摂性」が示されている。

■第2期総合戦略の政策体系



（『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（概要）』

内閣官房 HP より抜粋）

■沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略 施策体系図



（『沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）』

沖縄県 HP より抜粋）

■SDGsの17の目標

以下の「SDGs17の目標」に沿って「第2次市総合戦略」を推進していきます。基本目標ごとの施策には、以下の各目標のアイコンを記載することで施策と目標の関連を整理しています。

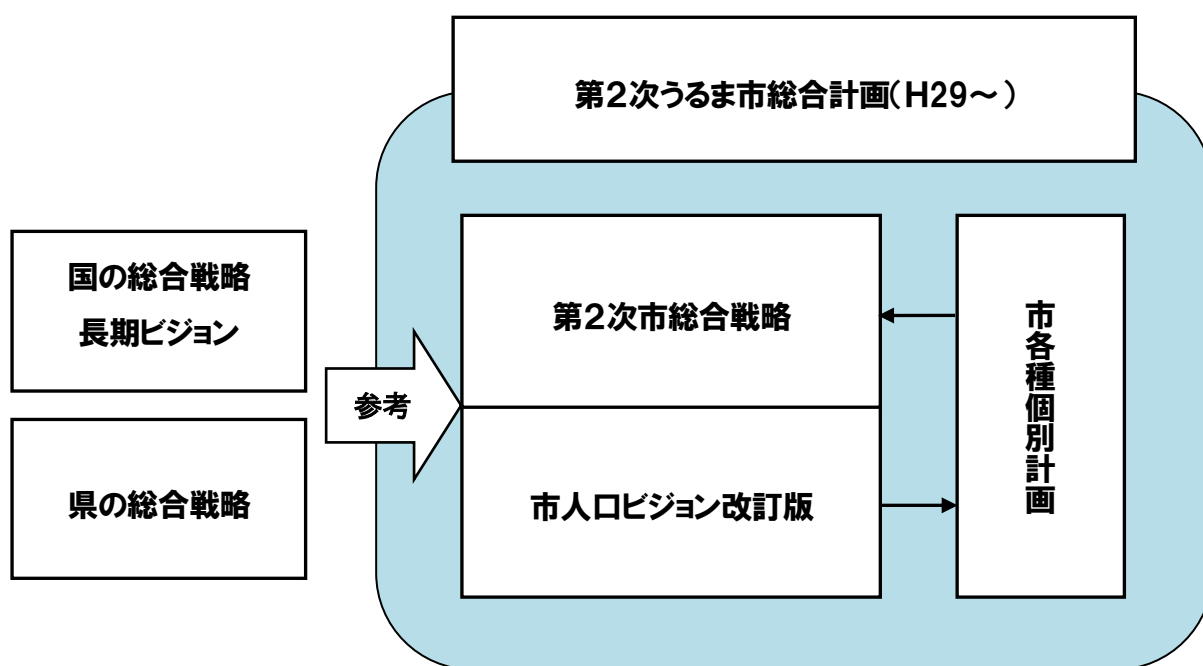
SDGs 17の目標		各目標の詳細
	目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

2. 総合計画等関連計画との関係

本市の施策全般における最上位計画となる「うるま市総合計画」（以下「市総合計画」という。）は、基本構想と基本計画で構成され、基本構想は平成29年度から令和8年度までの10年間、基本計画は前期と後期計画に分けられ、現在は平成29年度から令和2年度までを計画期間とする前期計画が施行されています。

そのため、「第2次市総合戦略」では、前述の国の総合戦略の基本的な考え方や政策5原則を踏まえながら、市総合計画に盛り込まれた施策や関連する既存個別計画の内容、施策などとの整合性を図るものとします。

■第2次市総合戦略の位置づけ



1-5 施策実施の財源確保について

「第2次市総合戦略」に掲げた施策の実施に当たって必要な財源については、地方創生推進交付金等や、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）、その他の国等による補助制度の活用を前提とし、市の財政負担に配慮するものとします。

また、各施策の実施に当たっては、企業版ふるさと納税の活用やPFI³等の導入を図り、民間との連携及び民間資金の活用を促進します。

³ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。

2 市民アンケート調査の実施

2-1 調査概要

1. 調査の目的

「市人口ビジョン改訂版」及び「第2次市総合戦略」の策定に向け、本市の将来人口に影響を及ぼす要因等を把握するため、結婚・出産・子育て・定住・移住等について、一般市民、及び市内在学の中学生を対象にアンケート調査を実施しました。

2. 調査対象及び標本設計、調査方法

アンケート調査の対象と必要標本数、配布・回収方法、配布票数、回収数等の設定は次のとおりとしました。なお、必要標本数については、統計的な手法により算定します。

市民調査	
調査地域	うるま市全域
調査対象	- うるま市内に居住する18歳以上の市民 - 市内の保育所に通う児童の保護者
配付・回収方法	- 無作為抽出で郵送配付・郵送回収 - 保育所を通じて直接配付・直接回収
必要標本数	383票
配布票数	- 無作為抽出分：3700票 - 保護者への直接配付分：282票
調査期間	令和元年12月
回収数（有効票数）	- 無作為抽出：687票（回収率18.6%） - 保護者への直接配付分：154票（回収率54.6%）

中学生向け調査	
調査対象	うるま市内の中学校に通学する中学生
配付方法	学校を通じて直接配付・直接回収
調査期間	令和元年12月
回収数（有効票数）	302票

3. 調査結果

調査結果は、「市人口ビジョン改訂版」の将来展望へ反映するとともに、「第2次市総合戦略」の施策の検証に活用します。